

1. 地域協議会（仮称）設立趣旨(案)

淀川河川公園は、広大で自然豊かな淀川に広がる河川公園として、昭和 47 年（1972）の一部開園以来、平成 22 年（2010）2 月末現在で 225.7ha が開園し、近年では年間約 540 万人の方が利用されている。

本公園には、淀川河川公園全体の整備や管理運営について定めた「淀川河川公園基本計画」があるが、近年の社会情勢や淀川の自然環境、利用の動向など、淀川河川公園をめぐる状況の変化を踏まえ、平成 16 年（2004）7 月より淀川河川公園基本計画改定委員会において公園計画の改定について検討が重ねられ、一般利用者等からも広く意見を聴取し、平成 20 年 8 月に「淀川河川公園基本計画」を改定した。

「淀川河川公園基本計画」では、おおむね 20～30 年間で計画年次とし、「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産」、「淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園とする」、「自然環境や人との関わりを次世代に引き継ぐ」の 3 つを基本方針とし、「河川形状の修復を図る等、“淀川の自然環境の保全・再生の取り組み”」、「淀川らしい利用」、「淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続する“3 つのゾーニングの設定”」及び「歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラム等を実施等の“管理運営”」の方向性を定めている。

また、これらの検討にあたっては、地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるため、多様な主体からなる地域協議会（仮称）をブロック毎に設置し、公園計画の検討、整備及び管理運営に反映するとともに、淀川全体の基本計画やゾーニング計画などの点検を行う全体協議会を設置し、多様な主体と連携を図ることとなっている。

これらの趣旨に基づき、上流域（京都府八幡市、大山崎町、大阪府島本町）における淀川河川公園の方針や計画内容、ゾーニング計画の実現に向けた整備及び管理運営を実施するにあたり、流域住民、関係行政機関、公園管理者等が一体となって助言及び意見を行う「淀川河川公園 上流域 地域協議会（仮称）」を設立するものである。